

おおいの県産材住まい支援事業（新築）補助金交付要綱

（ 令和2年4月1日
告示第149号 ）

改正 令和3年3月23日告示第59号

（通則）

第1条 この要綱は、県産材を活用したおおいの県産材住まい支援事業（新築）補助金（以下「補助金」という。）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号。以下「規則」という。）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成22年おおい町告示第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 補助金は、県産材を活用した木造住宅の建設若しくは購入に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、県産材利用の促進を図ることを目的とする。

（補助対象の住宅）

第3条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）の要件は、県産材を活用したふくいの住まい支援事業（新築）補助金交付要領（平成22年4月1日制定）に定めるところによる。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のすべてに該当するものとする。

（1） 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 町内に自ら居住するために、町内に事業所を置く事業者により対象住宅を建設する者

イ 町内に自ら居住するために、町内に事業所を置く事業者が建設した対象住宅を販売しようとする者（以下「建売事業者」という。）から対象住宅を購入する者

（2） 現住所の市町村税を滞納していない者

（3） 建設又は購入しようとする住宅の県産材使用部分について、県産材を活用したふくいの住まい支援事業（新築）補助金（以下「県補助金」という。）以外の資金援助を受けていない者（ただし、本事業との併用が認められている資金援助を受ける場合はこの限りでない。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

県産材使用量	補助金額
10m ³ 以上15m ³ 未満	20万円
15m ³ 以上20m ³ 未満	30万円
20m ³ 以上25m ³ 未満	40万円
25m ³ 以上	50万円

(補助金の申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、県補助金の交付決定及び額の確定を受けた後、速やかにおおいの県産材住まい支援事業(新築)補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金申込書(添付書類含む)の写し
- (2) 県補助金中間確認結果通知書の写し
- (3) 県補助金交付申請書兼完了実績報告書(添付書類含む)の写し
- (4) 県補助金交付決定書の写し
- (5) 納税証明書又は納税状況の確認に関する同意書(様式第2号)

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第9条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、令和2年度分の補助金から適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和3年3月23日告示第59号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおおいの住まい支援事業（新築）補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のおおいの県産材住まい支援事業（新築）補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。